

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費のお知らせ

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%、10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度神恵内村一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金	18,000千円
うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）	7,000千円
【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	188,693千円

（単位：千円）

区分	目的別	令和4年度 当初予算額	うち地方消費税 交付金（社会保 障財源化分）が 充てられる社会 保障施策に要す る経費	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	
民生費	社会福祉費	112,620	69,137	29,795	0	13,579	25,763	2,062
	老人福祉費	89,420	50,296	4,531	0	13,398	32,367	2,591
	児童福祉費	60,360	60,315	34,332	0	3,851	22,132	1,771
	小計	262,400	179,748	68,658	0	30,828	80,262	6,424
衛生費	保健衛生費	139,180	8,945	250	0	1,500	7,195	576
合計		401,580	188,693	68,908	0	32,328	87,457	7,000

社会福祉費では、社会福祉協議会運営補助、障害者自立支援給付事業、国民健康保険特別会計繰出金等の事業を実施しています。

老人福祉費では、高齢者日常生活支援事業、後期高齢者医療特別会計繰出金等の事業を実施しています。

児童福祉費では、保育所運営事業、地域子育て支援センター事業等の事業を実施しています。

保健衛生費では、健康推進対策（各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業）、乳幼児等医療費等の事業を実施しています。

※ 地方消費税交付金の社会保障財源化（税率引き上げ分）相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分しています。